

第4章

取組の展開

第3章で示した、基本理念を実現するために、法に定める計画記載事項との整合を図りながら、基本目標ごとに施策を進めていきます。なお、包括的な支援体制の整備に関する事項については、基本目標1の中で位置づけます。

基本理念

一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり

「一人ひとりを認め合える地域」「互いに支え合う地域」「ふれあい・交流のある地域」から

基本目標（これから目指す地域のために）

基本目標1

各福祉分野の取組を進め、連携を強化します

- 地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制の検討
- 各福祉分野の連携、庁内連携の強化
- 地域包括ケアシステムの構築、推進
- 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークによる連携
- 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
- 相談支援体制の確保・周知・連携 ○地域の連携体制

基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談支援体制の確保・周知・連携、支援関係機関間の連携、利用者の適切なサービスの確保・利用者の権利擁護、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援など
- 市の広報紙「こうほう佐倉」の各種特集号の発行
 - ホームページなどによる情報発信 など

基本目標3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

- 佐倉市社会福祉協議会（市社協）
- 更生保護活動（「社会を明るくする運動」など）
- 自治会・町内会・区や地区社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員活動の支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」など
- 寄附や募金等の取組

基本目標4

住民参加をさらに促進し、充実します

- 地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発
- 地域福祉フォーラムの開催 ○担い手養成研修の開催
- 障害について学ぶ市民講座の開催
- ファミリーサポートセンター事業の実施
- 福祉教育の推進（小・中学校、市社協、市民カレッジなど）
- 世代間交流等を深めるふれあいの場づくり、居場所づくり
- 高齢者団体、障害者団体、子どもに関する団体など
- ボランティア団体、ボランティアセンター、市民公益活動サポートセンター
- 地域福祉センター

1 基本目標 1

各福祉分野の取組を進め、連携を強化します

市では、地域包括ケアシステム、各分野の相談支援体制の確保・周知・連携などに取り組んでいます。

地域共生社会の実現が求められる中、各福祉分野の連携、庁内連携や地域の連携体制などが求められます。また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、障害者への差別解消に向けた取組なども必要です。

そして、誰もが声を上げられるような環境づくり、誰一人として取り残さない社会づくり、課題が漏れることのないように、課題を発見、吸い上げることなども求められます。

地域力強化や包括的な支援体制の整備に向けて、各福祉分野の取組・連携、更なる庁内連携を進めながら、検討を進めていきます。

○地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制の検討

法第106条の3第1項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第3号）の3つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村に求めています。

また、国の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」においては、令和元年12月26日に最終とりまとめが公表されました。ここでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3点などが示されました（※）。

このような国の動きを注視し、既存の地域の連携体制や相談支援体制を踏まえながら、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の検討を行います。

※ 改正法の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

○各福祉分野の連携、庁内連携の強化

各福祉分野で、相談支援体制など、取組を進め、個別のケースなどで連携を取っていますが、地域共生社会の実現に向けて、より連携を深めていきます。

○地域包括ケアシステムの構築、推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるためには、安心して暮らすための住環境を拠点に、生きがい、介護予防、生活支援、医療、介護を包括的に支援やサービス提供できるような体制である「地域包括ケアシステム」の構築・推進・深化が課題となります。

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように（支援）することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止（重度化防止）を理念としています。

この自立支援と重度化防止の取組として、市民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する啓発、介護予防の通いの場の充実、多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの機能強化等を、高齢者福祉・介護計画に基づき、進めます。

また、単身や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるため、市民一人ひとりが認知症を理解するとともに、地域で見守り助け合う仕組みをつくることも重要です。限りある地域資源の中で、地域包括ケアシステムを効果的に実現していくために、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本的な視点として、施策を進めていきます。

○佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークによる連携

このネットワークは、家庭内及び社会福祉施設等の生活場面における虐待、暴力等の防止及び発生時の対応を担う諸制度がより適切に機能することができるよう、相互の連携を強化するためのもので、3つの各ネットワーク（※）で構成しています。市として、個人情報保護に配慮し、児童、高齢者、障害者やDVなどの問題について、各虐待防止ネットワークで相互に連携、協力を図りながら、取り組めます。

※佐倉市児童虐待防止ネットワーク
佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク
佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

○佐倉市障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法に基づく、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会において、障害を理由とする差別を解消するため、以下の取組を行います。

- ・障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を共有

- ・ 障害者及びその家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議
- ・ 上記の協議の結果、障害者虐待と関連があると認められる場合に、佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議と連携して協議
- ・ 佐倉市障害者総合支援協議会（障害者総合支援法に基づく、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議）と協力し、障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動 など

※構成員：成田公共職業安定所、千葉県印旛健康福祉センター、市人事課、市自治人権推進課、市教育センター、佐倉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、佐倉市障害者総合支援協議会、佐倉市商工会議所、市内の公共交通機関関係者、法曹関係者と市内の障害者団体

○相談支援体制の確保・周知・連携

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室や生活困窮者自立相談支援窓口など、各分野の相談支援体制があります。包括的な支援体制の検討を踏まえながら、相談支援体制の確保・周知・連携に取り組んでいきます。

※連絡先などはこうほう佐倉に掲載。

相談機関・場所	概要
<p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ①志津北部 ②志津南部 ③臼井・千代田 ④佐倉 ⑤南部 	<p>地域包括支援センターは、平成18年からの介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設しました。</p> <p>平成18年4月から市直営で運営し、平成21年4月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを、各1カ所（計5カ所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、様々な業務に取り組めます。</p>

<p style="text-align: center;">障害者相談支援事業所</p> <p>①障害者生活支援センター アシスト（基幹型） ②地域生活支援センター レインボー（基幹型） ③相談支援事業所 きらり ④相談支援事業所 こもればさくら</p>	<p>障害者総合支援法に規定する「基幹型相談支援センター」2カ所に加え、相談支援事業所2カ所を整備し、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する市町村の行う業務を委託し、その利便性の向上を図っています。</p>
<p style="text-align: center;">子育てコンシェルジュ</p>	<p>子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行います（平成26年10月より子育てコンシェルジュを佐倉市役所子育て支援課の窓口及び社会福祉法人1施設に配置）。</p>
<p style="text-align: center;">子育て世代包括支援センター</p> <p>①佐倉市役所子育て支援課 ②健康管理センター ③西部保健センター ④南部保健センター ⑤志津北部地域 子育て世代包括支援センター</p>	<p>平成28年4月より、子育て世代包括支援センター（子育てに関する総合相談窓口）を市内4カ所で開設しました。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に、保健師等の専門職が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉等の関係機関による切れ目のない支援を行います。</p> <p>また、地域に偏在なく設置することが望ましいことから、平成30年11月26日に志津北部地域子育て世代包括支援センターを開設し、市内5カ所で、保健師や保育士が妊娠期から出産・子育て期のこころやからだに関する様々な相談に対応します。</p>
<p style="text-align: center;">家庭児童相談室</p>	<p>家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談室において、家庭における適正な児童（18歳未満）の養育その他家庭児童福祉の向上を図ります。</p> <p>（1）家庭における児童の養育についての相談に関すること。 （2）児童虐待防止に関すること。 （3）家庭児童の訪問指導に関すること。 （4）その他家庭児童の福祉に関すること。</p>
<p style="text-align: center;">生活困窮者自立相談支援窓口 （暮らしと仕事の相談窓口）</p>	<p>生活困窮者に対する自立促進のための相談支援、就労支援等の事業を実施します。</p> <p>生活困窮者の課題は多様で複合的であることも多いので、その状況により包括的かつ継続的な相談支援等により、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援します。</p> <p>◆就労準備・訓練支援 職場実習などにより、就労前の準備や実際の就労を通じた訓練等の支援を行います。</p> <p>◆家計改善支援</p>

生活困窮者自立相談支援窓口 (暮らしと仕事の相談窓口)

家計収支の改善や管理方法、債務整理などの支援を行います。

◆学習支援

困窮世帯などの子どもの学習支援を、ボランティア団体と連携して行います。

◆公的支援

関係各課との庁内連携やハローワークによる就労支援など、各種支援制度の活用。

◆準公的支援

市社協による各種貸付など、その他の支援制度の活用。

※住宅確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

○地域の連携体制

～地域ケア会議～

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的な視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを行うものです。

すでに各地域包括支援センターなどで実施されている会議をベースとし、地域ケア会議の在り方や体系を整理、検討し、市全体の地域課題の解決や社会基盤の整備に向け、更なる充実を図ることができるよう、推進します。

- ・ 個別のケア会議（各種ケース会議等）の活用など
- ・ 各地域包括支援センターの連携
- ・ 市及び各地域包括支援センターによる協議体の設置
- ・ 地域包括支援センター運営協議会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会）の協力

～圏域ネットワーク会議（市社協）～

圏域ネットワーク会議は、佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）の推進にあたり、市社協及び地区社協が、地域の関係団体と連携し、きめ細かな地域福祉推進を図るために、日常生活圏域内の地区社協及び地域の関係団体が定期的に集まり、市社協及び地区社協の事業計画進捗状況の把握と計画の推進により顕在化した個別課題に対する地域連携を構築する機会として実施するものです。

関係団体の行事等の周知及び団体ごとの課題等を出し合い、それに対する意見交換などを行います。

圏域とは？

◆ 圏域について、佐倉市高齢者福祉・介護計画では、市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成するとしています（志津北部圏域、志津南部圏域、臼井・千代田圏域、佐倉圏域、根郷・和田・弥富圏域）。

また、障害福祉計画では、相談支援体制は、高齢者支援における日常生活圏域を単位に整備することとしています。

市社協の策定している、ともに歩むふくしプランⅢ（第5次佐倉市地域福祉活動計画）では、地区社協圏域・日常生活圏域・基本福祉圏域の3層の地域福祉推進圏域を設定し、3層圏域の役割を活かして、個別課題に地域全体で取り組んでいます。

～子どもに対する学習支援～

生活困窮者自立支援事業において、地域資源の活用やネットワーク化の推進を図る中で、子どもの居場所づくりを含む学習支援を一体的に実施します。相談者の希望に基づき、子どもの学習支援活動を、また、学習支援協力団体の学習支援活動につなげて、学習支援を実施します。

また、学習支援協力団体を支援するために、人材バンクや教材バンクなどの整備を行い、学習支援協力団体と連携を図り、団体の育成などを行います。

学習支援事業の概要

◆ 生活困窮相談や関係各課、機関、地域からの情報により、学習支援の必要がある子どもを把握した際には、相談者同意の上、市内で生活に困窮する子どもの学習支援活動を実施し、生活困窮者自立支援事業に協力する意思がある団体（以下「学習支援協力団体」とする。）に依頼して、学習支援を実施しています（ひとり親家庭、経済的な困窮状況や家庭等の理由で学習支援の必要がある場合に学習支援協力団体を紹介し、登録を希望した場合には関係者間で協議の上、学習支援を実施しています。※ほとんどの団体は、厳密な生活困窮の要件がなくとも希望すれば参加が可能）。

また、学習支援団体を支援するために、人材バンク（指導ボランティアの確保）や教材バンク（指導者への教材の貸出用）などの整備を行い、学習支援団体と連携を図り、団体の育成を行っていきます。

- イルカの会（ボランティア団体）【佐倉、志津地区】
- ねっこの会（ボランティア団体）【根郷地区】
- ほっと・すぱーす・わかば（ボランティア団体）【千代田地区】
- ほっとすぱーす・つき（NPO法人）【臼井地区】
- 青い鳥の会（ボランティア団体）【志津地区】
- しづっ子クラブ（地区社会福祉協議会）【志津地区】

※令和2年3月31日現在

主な参加者は、各地区の民生委員・児童委員やボランティアの一般市民が活動しています。基本的には、小・中学生の基礎学習支援です。



イルカの会



青い鳥の会

子ども食堂（地域食堂）

- ◆ 地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。）が、各地で開設されています。

- こども食堂 つき（ほっとすぱーす・つき）【臼井地区】
 - ねっこ食堂（ねっこの会）【根郷地区】
 - おひさまカフェ（志津地区社会福祉協議会）【志津地区】
 - 夕焼けごはん（江原台おひさま食堂）【臼井地区】
 - キッズハウスれんげ（れんげ&ラッキーハウス）【佐倉地区】
 - 地域食堂 ともいき（社会福祉法人 愛光）【根郷地区】
 - ふれあい食堂（NPO法人 せんなり村）【佐倉地区】
 - 子ども食堂 芽ぶき（子ども食堂 芽ぶき）【志津地区】
- ※令和元年9月30日現在

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

佐倉市では、令和元年度に、市社協が呼びかけて、市内で活動する子ども食堂（地域食堂）のネットワーク、「～ごはんにつながる仲間たち～さくらあったか食堂ネットワーク」が立ち上がりました。



ねっこ食堂

2 基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

介護、子育て、障害や病気などにより、日常の生活が困難になることがあります。自分らしく自立した生活を送るために、福祉サービスの利用を促進し、必要な支援を提供する必要があります。

基本目標1の各福祉分野の取組、連携の強化を踏まえ、個別計画等での取組を進めます（第1章の中の「佐倉市の個別計画」参照）。福祉サービスの利用に関する情報提供、相談支援体制の確保・周知・連携（基本目標1「各福祉分野の取組を進め、連携を強化します」参照）、支援関係機関間の連携、利用者の適切なサービスの確保・利用者の権利擁護、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援などを推進します。

○市の広報紙「こうほう佐倉」の各種特集号の発行

- ・子育て支援特集号 ・佐倉市健康カレンダー
- ・はつらつ健康・福祉特集号 ・障害福祉特集号

○ホームページなどによる情報発信

- ・佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」
- ・高齢者を支える地域資源ブック
- ・障がい児・者福祉サービスガイドブック
～地域の中で安心して暮らすために～
- ・佐倉市 子育て支援ガイドブック など



佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」

- ◆ 生活支援コーディネーターが把握した、買い物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援する「家事サービス」、住民やNPO団体等様々な主体による「交流の場・通いの場」などの情報を厚生労働省が運営・管理する「介護事業所・生活関連情報検索システム」にまとめて掲載している情報の一部を、紙面にしたりリストをホームページに掲載しています（令和元年9月1日現在：298 サービス）。

障がい児・者福祉サービスガイドブック ～地域の中で安心して暮らすために～

- ◆ 佐倉市内には障がい児・者のための事業所、施設、行政機関などがたくさんありますが、それを1冊にまとめたものになります。内容は単なる事業所紹介だけでなく、佐倉市で行っているいろいろな福祉サービス事業の内容説明、当事者の会・家族会の紹介があるなど盛りだくさんの内容となっています。市民、関係機関、団体などの皆さんがこの福祉サービスガイドブックを活用して、障がいのある方も、ない方もともにこの佐倉市で安心して、生き生きと暮らしていくことができるように、ホームページに公開しています。利用に際しての承諾は必要ありませんので、様々な場面でご活用ください。

3 基本目標3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

様々な場面で、できる限り主体として生きていくという「自助」と市民の生活を支える社会保障制度である「公助」も重要ですが、家族、友人、隣近所相互の助け合いである「互助」と地域活動、ボランティア、社会福祉法人等による支え合い・助け合いである「共助」も重要です。

基本目標4「住民参加をさらに促進し、充実します」の住民の自発的な取組と、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人など、各種団体の組織的な取組があります。

地域福祉推進のためには、住民の互いに支え合うという意識とともに、各種団体の組織による活動も重要になります。また、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」や企業の社会的責任（CSR（Corporate Social Responsibility）・例えば、生活困窮者自立支援事業における職場実習の受入れ、障害者雇用、ひとり親家庭の支援や企業内保育）など、地域における役割も重要となってきています。

社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人など、各種団体の福祉活動の支援の取組を進めます。

○佐倉市社会福祉協議会（市社協）

地区社協活動の支援、善意銀行や法人後見事業による生活支援・権利擁護支援、ボランティアセンターの運営など、市社協による地域福祉を推進する事業が、継続的かつ円滑に実施されることによって、市民参加を含めた地域福祉の充実、向上が図られることから、市社協が策定している、地域福祉活動計画とも連携しながら、地域住民相互の支え合いによる地域福祉の推進体制づくりを進めます。

○更生保護活動（「社会を明るくする運動（※）」など）

保護司会や更生保護女性会等と連携して、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年健全育成、更生保護活動を通じて地域福祉の増進を図ります。

千葉県で作成を進めている、再犯防止推進計画の動きを踏まえながら、再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行います。

※「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

○自治会・町内会・区や地区社会福祉協議会

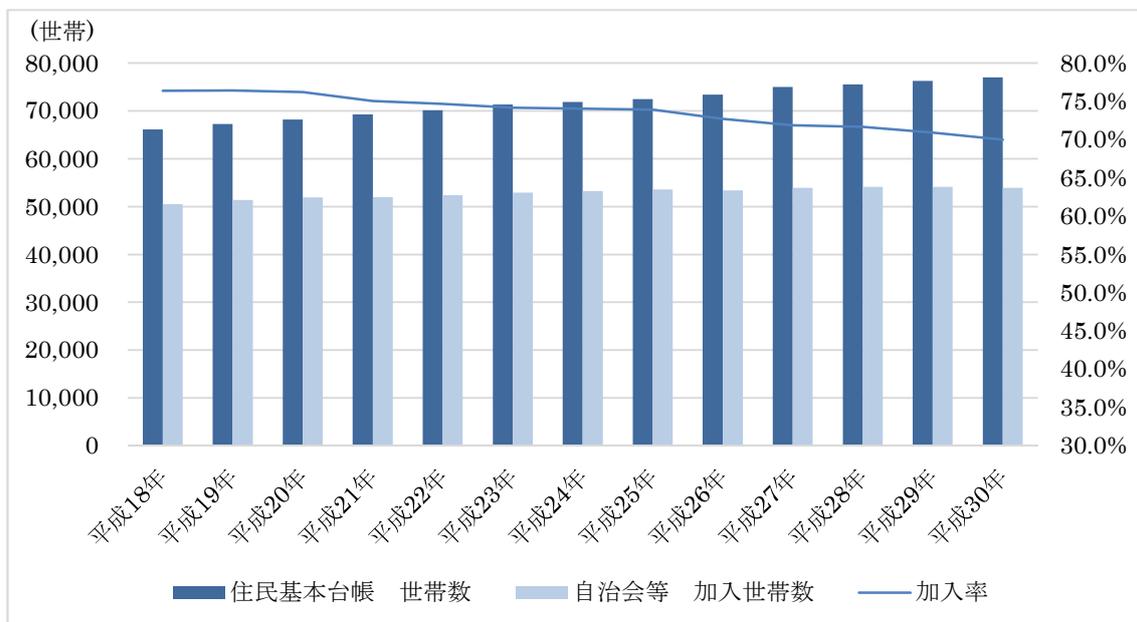
～自治会等～

市では、自治会等と市（行政）との関係について、自立した自治会等と行政との団体相互の関係であると認識しています。自治会等は市の下部組織ではありません。市民と行政がお互いを尊重し相互に自立した関係を築くことで、地域の実情に即し、協力して各種の活動を行うことができると思います。

自治会等において自主的に取り組まれている環境の保全や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などについては、住民自治の活動であり、市としても推進すべきものであるため、これらの活動を交付金などの助成により側面から支援します。

（参考）自治会等加入世帯数・加入率の推移

市の人口が高齢化等により減少傾向にある一方で、単身世帯や世帯分離等により世帯数は増加が急激に進んでいます。そのため自治会等加入率は年々低下しているように見えるものの、自治会等の加入世帯数は実際には微増しています。



【出典】社会福祉課作成（自治人権推進課のデータから）

様々な取組

- ◆ 自治会等の中には、社会福祉法人による地域における公益的な取組の一環として、車両と運転手の無償の提供を受け、買い物支援を始めたところがあります。
また、高齢者等の見守り・生活支援等に関する取組について、ふれあいサービスを始めようとしているところや学童見守りパトロール活動を組織化して行っているところがあります。

佐倉わくわく体操会

- ◆ 年齢を重ねても、住み慣れた地域で自立した生活を維持できるようにするため、元気なうちから要介護状態に陥らないよう「介護予防」の知識を広め、地域の皆さんが自主的・継続的に介護予防に取り組む「通いの場」を増やしていく必要があります。
平成27年度から取り組み始めた各地域の佐倉わくわく体操会は現在44団体が取り組んでいます（平成31年3月現在）。
重りを腕や足につけて、ゆっくりと動かす体操です。週1回程度、地域の集会所などに集まり体操を行うことで、誰でも無理なく筋力、体力アップが可能です（体だけでなく、お口の体操も含めて3種類あります。①佐倉ふるさと体操。②佐倉歯ッピー体操。③佐倉わくわく体操）。
自治会等においても、この体操会の取組が行われています（詳しくは、佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」をご覧ください）。



～地区社会福祉協議会（地区社協）～

佐倉市には14の地区社協が設置されています。

①目的

「地区社協」は住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。そこに住むすべてのひとが安心して暮らせるまちづくりを、住民が主体となって、知恵と力を出し合い地域ぐるみで推進します。

その中でも、援助が必要な人々、高齢者や障がい者、子どもたちが地域社会の一員として尊重され、暮らしやすい地域社会を実現していくことが重要です。

それぞれの地区の特性に応じて福祉委員が中心となって住民と共に地域福祉活動を推進しています。

※福祉委員

各地域の自治会等を代表する者、民生委員・児童委員のほか、市社協において福祉協力者として認められる者で、会長が委嘱した者をもって福祉委員とし、地区社協の運営にあたるものとされています。

②各地区社会福祉協議会

(佐倉圏域) 佐倉城の辺・佐倉東部・内郷

(白井・千代田圏域) 白井・うすい東・王子台・千代田

(志津北部圏域・志津南部圏域) 志津・ユーカーリが丘・志津南・西志津

(南部圏域) 根郷・和田・弥富

③活動内容

地域の様々な組織、団体、個人等の相互の協力と役割分担により、主に次のような活動に取り組んでいます。

- 支えあい活動
- 在宅福祉活動
- 地域交流活動
- 広報・啓発活動
- 関係団体による福祉活動への協力
- 地区社協の組織・運営体制や基盤を強化する活動
- 地区社協相互間の協力・連携、市社協との協力・連携

④地区社協と市社協との関係

地区内の福祉課題やニーズに対して主体的・自発的に取り組む地区社協に対し、市社協は地区社協の活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援をします。

また、1つの地区で対応、解決できない福祉課題あるいは各地区が共通して抱える福祉課題は、全市的な福祉課題、ニーズとして、市社協が地区社協と協力してこれに当たることとなります。

支えあいサービス事業

- ◆ ともに歩むふくしプランⅢ（第5次佐倉市地域福祉活動計画）の重点目標である「支えあい活動」について、日常生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者等の生活を支えていくために、市内14地区社協のうち、12地区社協で支えあいサービスを行っています（部屋の掃除、ゴミ出し、庭の草取り、買い物など）。

○民生委員・児童委員活動の支援

地域福祉の担い手として、地域福祉活動・福祉団体活動の重要な役割を果たしている民生委員・児童委員とその活動を支援することで、地域福祉の充実を図ります。

民生委員・児童委員の交替等に伴い、地域福祉を担う民生委員に適した人材を補充することにより、地域福祉の充実・向上を図ります。また、民生委員・児童委員の負担軽減とともに、地域住民に対する支援、ひいては、きめ細かい福祉サービスの提供を可能にするため、担い手の確保や支援に努めます。

○社会福祉法人による「地域における公益的な取組」など

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を中心に、各種団体の活動が推進されるように、検討します。

また、地域共生社会の実現に向けて、民間企業やNPO法人の役割も重要になります。例えば、雇用の場、福祉サービス利用の場として、また、企業の社会的責任（CSR）という観点などから、地域の活動に寄附など様々なかたちで活動をしてもらうことが考えられます。今後、地域貢献として関わっていただくために、関係の在り方について検討します。

○寄附や募金等の取組

皆様からの寄附（ふるさと納税など）を受け入れ、これを財源とする各種事業（保健福祉の増進に関する事業など）を実施することにより、皆様の“佐倉”への「想い」を実現するとともに、地域の特性を活かした個性豊かで活力あるまちづくりを進めます。

また、佐倉市では、市社協が窓口となり、「千葉県共同募金会佐倉市支会」として、毎年10月1日より「赤い羽根共同募金運動」を、12月1日より「歳末たすけあい募金運動」を行うなどの活動を展開しています。

運営は、共同募金会という民間の団体（社会福祉法人）によって都道府県を単位として行っており、市社協は、千葉県共同募金会の佐倉市支会として活動しています。

ふるさと納税（佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度）

- ◆ 寄附に当たっては、保健福祉の増進や豊かなみどりの維持保全、学校教育の振興など 11 のメニューから、その使いみちを指定していただくことができます。
- ※ 国の策定ガイドラインでは、地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進が取り組むべき事項の例として示されています。

赤い羽根共同募金について

- ◆ 赤い羽根をシンボルとした「赤い羽根共同募金」は、毎年10月1日～翌3月31日を運動期間として実施しています。赤い羽根共同募金は、地域の多様な社会福祉活動を積極的に支援しています。
赤い羽根共同募金は、「社会福祉法」という法律に基づき、地域の実情に合わせた社会福祉を進めるため、事前に使いみちや集める額を定める「計画募金」です。
赤い羽根共同募金でお預かりした募金は、約7割をボランティアや地区社協の活動支援といった市社協の事業へ、約3割を千葉県内の社会福祉施設や NPO 活動支援、各種相談窓口、災害時の準備金として活用されています。

歳末たすけあい募金について

- ◆ 「歳末たすけあい募金」は、共同募金運動の一環として、毎年12月1日～12月31日までを運動期間として実施しています。
「歳末たすけあい募金」でお預かりした募金は、全額を佐倉市内の歳末期に支援の必要な世帯（生活保護世帯を除く）への支援金と、生活に困難を抱えている方（世帯）を支援している団体への助成金に活用されています。



4 基本目標4

住民参加をさらに促進し、充実します

住民参加の促進については、第3次計画（3つの地域像）において中心的に取り組みました。この点、市民意識調査の結果から、市民の意識の高さがうかがえます。

「一人ひとりを認め合える地域」として、高齢者、障害者や外国人の増加、価値観の多様化などにより、様々な人が共存する社会の中、できるだけ多くの人一人ひとりの違いや個性を認め合える意識（共生意識）を持つこと。また、「互いに支え合う地域」として、近隣との支え合いや助け合いを大切にし、困ったときはお互いさまの精神を大切にする意識（互助意識）。さらに、「ふれあい・交流のある地域」として、様々な地域活動に積極的に参加しようという意識（参加意識）が向上され、住民、地域と行政が一体となって地域づくりを行うようにするため、情報の発信・啓発や地域福祉の担い手の確保など、住民参加をさらに促進し、充実します。

○地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発

地域福祉活動への住民参加の促進、団体活動の継続発展につながる情報の発信・啓発に努めます（資料1：「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」・資料2：「第3次計画中間報告」（平成30年3月）（抜粋）参照）。

○地域福祉フォーラムの開催

佐倉市の「佐倉市地域福祉計画」及び市社協の「佐倉市地域福祉活動計画」の共通目標である、地域福祉の推進、地域住民による支えあい、助けあいの促進に向けて、地域で様々な団体、個人が活動している事例を紹介し、地域福祉活動への意識啓発を促すことを目的として、2年に1回、市社協と地域福祉フォーラムを開催します。

○担い手養成研修の開催

助け合い活動を始めてみたいと思っている方や興味・関心のある方を対象として、地域における助け合い活動の理解を深める担い手を養成するための講座を開催します。

○障害について学ぶ市民講座の開催

障害者の自立と社会参加を促進し、障害者に対する理解と認識を深めるため、権利擁護、生活支援、就労、精神、療育と多岐にわたる市民講座や障害者作品展等を開催します。障害者週間等を活用するなど、全ての人に障害や福祉に関する理解と認識を深める啓発活動を推進します。

○ファミリーサポートセンター事業の実施

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てすることを支援します。

※佐倉市ファミリーサポートセンター

子どもをもつ全ての方が安心して、子育てをできる環境を目指し、育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、相互援助活動をサポートします。

○福祉教育の推進（小・中学校、市社協、市民カレッジなど）

～福祉に関する学習機会の確保や啓発活動の推進～

市民に対して福祉に関する認識を深めてもらうため、施策を推進し、福祉意識の高揚を図ります。

①福祉に関する学習機会の提供

佐倉市民カレッジなど生涯学習の場である公民館活動等で、福祉に関する学習機会を提供します。

また、市内小・中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動を通して、福祉に関する学習活動を実施します。

市社協は、福祉教育の相談、コーディネートなどを行い、福祉教育が実践されるよう取り組みます。

②啓発活動の推進

市の広報紙「こうほう佐倉」やホームページ、ケーブルテレビ等の広報番組、公民館だより等への掲載、生涯学習活動における展示・発表等を活用し、市民に対する福祉意識の啓発活動を推進します。

～福祉教育の充実～

知的障害者や精神障害、発達障害、高次機能障害、難病等様々な障害についての理解を深める福祉教育について研究していきます。

○世代間交流等を深めるふれあいの場づくり、居場所づくり

高齢者の経験や知識を学校教育や地域活動の中で生かすため、機会や場を創出し、継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。

学校教育においては、戦争体験、農業体験、農業の体験学習、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の体験や代々培われてきた暮らしの知恵など、高齢者の経験や知識を活用し、次世代に伝えていく活動を推進します。

また、児童センター、老幼の館、保育園などにおいて、地域コミュニティ活動の場を提供し、遊びや各種行事を通じて、子どもとその保護者等と高齢者が場を共にすることで、ふれあいと交流を深める世代間交流の活動を活発化させます。

障害の分野では、障害児・者がそれぞれの地域で安心して生き生きと暮らすことができるように、当事者の会・家族会の活動、ユニバーサル農業・福祉さくら販売会の開催や佐倉アグリフェスタ、社会福祉法人によるお祭りなどの交流事業の実施により、地域の中で理解を深める啓発活動を推進します。

○高齢者団体、障害者団体、子どもに関する団体など

～高齢者クラブの活動支援～

高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。町内会ごとなど地域で結成されている単位クラブを基本とし、この各単位クラブを総括的に相互の連絡、育成指導などを行う、佐倉市高齢者クラブ連合会により成り立っています。

広報や文化活動、スポーツイベントなどを通じて、高齢者クラブへの加入を呼びかけるとともに、地域社会との協働等による各種活動を支援します。

～障害者団体への支援～

市内の障害者団体活動を補助するなど、支援を行っていきます。

※佐倉市障がい者団体等連絡会

障害者団体、家族の団体、支援の団体、NPO法人などさまざまな障害に関わる団体による連絡会で、市社協が事務局をしています。

～子どもに関する団体～

・育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援

育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の活動が活発化するように、活動場所や情報提供などの支援をします（「佐倉市 子育て支援ガイドブック」参照）。

・関係機関の連携の強化

子ども・若者育成支援活動を行っている団体には、青少年相談員などの制度ボランティアやボーイスカウト・ガールスカウト、子ども会など全国に組織があり、各地域で活動している団体、PTAや青少年育成市民会議など地域や学校で活動している団体、市民公益活動団体など様々な団体があります。これらの団体は、社会情勢の変化・少子化・核家族化の影響もあり、活動の弱体化が指摘されています。

これまでも、子ども・若者育成支援団体への支援を行ってきましたが、こうした団体の活動が、更に十分な効果を上げるために、団体間における連携の強化並びに情報の共有化等を進めていきます。

○ボランティア団体、ボランティアセンター、市民公益活動サポートセンター

多くのグループが様々なボランティア活動を行っており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めるとともに、市民がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、ボランティアセンター、市民公益活動サポートセンター、ボランティアグループ、関係機関などとの連携を図りながら、継続的に支援を行います。

ボランティアセンター

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| ○佐倉市ボランティアセンター
(市社協内) | ☎043-484-6198
☎043-486-2518 |
| ○西部地域福祉センター
ボランティアセンター | ☎043-463-4167
☎043-463-4169 |
| ○南部地域福祉センター
ボランティアセンター | ☎043-483-2811
☎043-483-7212 |

◆ボランティアをやってみたい人→たとえばこのようなボランティア活動があります。

【地域での活動】 【在宅の高齢者や障がい者にかかわる活動】
【子育てにかかわる活動】 【環境にかんする活動】 【施設での活動】
【趣味・特技をいかした活動】 【その他の活動】

◆ボランティアをたのみたい人（ボランティアセンターに相談）
→相談の内容に応じて、ボランティアや関係機関等を紹介致します。

◆活動の心がまえ

- | | |
|-----------------|----------------|
| ♪自分の意思で行動しましょう | ♪できることから始めましょう |
| ♪無理のない活動が大事です | ♪秘密や約束は守りましょう |
| ♪相手への心くばりを忘れないで | ♪活動を振り返ってみましょう |
| ♪安全対策に十分配慮しましょう | |

佐倉市ボランティア連絡協議会（佐倉市ボランティアセンター内）

◆沿革

核家族化、高齢化が進行することにより、高齢者、障がい者、子育て支援等に対する福祉ニーズが変化・多様化する中、昭和51年に佐倉市は、千葉県指定の「地域ぐるみ福祉活動推進事業」のモデル地区となりました。ボランティア活動促進事業により、様々なボランティアグループが結成され、福祉施設との連携も密になってきた昭和54年に、市社協の呼びかけのもと、ボランティアグループ、個人が団結して協議会を設立し、現在に至っています。

◆理念

佐倉市ボランティア連絡協議会は、活動するグループ・個人の交流を深め、会員相互の理解を進めるとともに、自らの資質を高めていきます。誰もが安全安心して暮らせるまちづくりを目指して、市、市社協、地区社協、学校、福祉推進団体等との連携・協働を推進し、より良い地域活動ができるような環境づくりと活動に関する問題解決を目指しています。

佐倉市市民公益活動サポートセンター

☎・📠 043-484-6686

◆施設の概要

市民公益活動サポートセンターは、市民公益活動を行うすべての人を応援する施設です。「誰かの為に何かしたい、役に立ちたい。」そんな人たちの交流と活動の為に力になりたいと思っています。

すでに活動している人も、これから始める人も交流・情報収集・資料作成・会議等にご利用ください。

活動に関するご相談もお受けします。

◆利用できる方

佐倉市内で主に市民公益活動を行っている個人や団体、あるいはこれから行おうとしている方が利用できます。

ただし、宗教活動、政治活動を目的とする利用はできません。

◆市民公益活動とは？

市民または市民団体等が主体となって、営利を目的とせず、継続的、自発的に行う社会貢献活動です。

○地域福祉センター

地域福祉センターは、地域住民による福祉活動の推進を目的とした施設であり、地域福祉団体やボランティアなどが、より地域に密着した活動を行うための拠点となっています。

また、地域高齢者の談話、娯楽、教養の向上等のための施設であり、市内に2カ所設置されております。

今後の地域共生社会を目指すうえでも、地域福祉団体やボランティアの活動場所の確保は重要です。

施設名	外観	位置	施設概要	連絡先
西部地域福祉センター		中志津二丁目 32番4号	(西部保健福祉センター 2階部分) 事務室、ボランティアセンター、厨房、録音室、相談室、和室、売店、浴室、娯楽室、会議室、研修室	043-463-4167
南部地域福祉センター		大篠塚 1587番地	【A棟】 1階：事務室、舞台付大広間、控室、作業室、浴室 2階：健康談話室、会議室、娯楽室 【B棟】 (南部地域福祉センター 1階部分) 事務室、ボランティアセンター、相談室、和室、厨房、研修室	043-486-5151

5 計画の進行管理

第4次計画を実効性あるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況の把握とともに、各種分野との連携を図り、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」において、その進捗状況を確認してまいります。

成果指標は、個別計画等における取組があることから、第4次計画では、基本目標ごとに、重点的な項目について設定します。

具体的には、基本目標1については、包括的な支援体制の整備について検討中であることから、既存の相談支援体制も含め、市民が、相談したいことがあったときに、相談、支援の環境等があるかという意識を、基本目標2については、個別計画等の取組であることから、その進捗状況などを、基本目標3については、客観的な指標として、地域の社会福祉を目的とする事業の活性化の推進により、地域福祉活動ボランティア人数の増加を、基本目標4については、住民の意識の高さを行動に移してもらうことが重要なことから、第3次計画の成果指標の1つを、それぞれ指標とします（指標以外にも、第3次計画をベースに市民意識調査を実施します）。

また、国の策定ガイドラインにおいて、評価の際には、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要であるとされていることから、例えば、推進委員会において、先進的な取組をしている団体や社会福祉法人などのヒアリングを行うことなど（法に基づく地域協議会としての開催を含む）を検討します。

指 標	区分	現状値	目標値 (令和5年度)	説 明
【基本目標1】 相談、支援の環境等が構築されていると思う・どちらかというと思う意識	新規	39.5% (令和元年度)	45.0%	市民意識調査
【基本目標2】 個別計画等の取組（進捗状況）	継続	※	※	※個別計画等による
【基本目標3】 地域福祉活動ボランティア人数	新規	2,814人 (平成30年度)	3,000人	佐倉市ボランティアセンター登録人数 ※総合計画前期基本計画成果指標
【基本目標4】 住民同士の交流やふれあいができていると思う・どちらかというと思う意識	継続	53.5% (令和元年度)	60.0%	市民意識調査